

津山市立津山西中学校 いじめ問題対策基本方針

平成26年4月 策定 平成30年12月 改訂

めざす子ども(生徒)像

- ・志を持ち、根気強く学び続ける生徒
- ・他者の人格を認め、共に支え合い、協力できる生徒
- ・あいさつと清掃ができる生徒

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・教育活動全体を通じて、だれもが、安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ・生徒が主体となっていじめのない学校を目指すことができるように指導、支援する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。

<重点となる取組>

- ・いじめについて考える週間において、生徒会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
- ・生徒のインターネット利用実施を踏まえ、全学年の生徒に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。
- ・PTAと連携し、携帯電話やスマートフォンの取り扱いについて家庭でのルールを作成する。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・学校基本方針を懇談等で説明し、学校がいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。また、ホームページで公開するとともに、地区別懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・いじめ問題への取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価する。
- ・津山っ子を守り育てる市民の会西ブロック、児童民生委員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についてPTA対象の啓発活動を行う。
- ・PTAと連携し、携帯電話やスマートフォンの取り扱いについてルール作りを進めていく。
- ・教育相談便り、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づいて体制整備及び取組、検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

<対策委員会の開催時期>

- ・年3回開催内2回は拡大委員会 必要に応じて開催

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・直近の職員会議で全教職員に周知、緊急の場合はその都度臨時に会議を持つ

<構成メンバー>

- ・校外
スクールカウンセラー、PTA会長、主任児童委員
津山っ子を守り育てる市民の会西ブロック会長
- ・校内
校長、教頭、主幹、生徒指導主事、教育相談担当、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、生徒会担当教諭、いじめ対策推進教員

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

津山市教育委員会

<連携の内容>

- ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣
- <学校側の窓口>
- ・生徒指導主事

<連携機関名>

津山警察署(学校警察連絡室)

<連携の内容>

- ・非行防止教室の実施
- ・定期的な情報交換
- <学校側の窓口>
- ・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

- ・学校をあげて生徒の集団づくりを行う、自己有用感と共感的人間関係を高める。また、傍観者の立場をやめ、いじめについて訴える力を育てるとともに、互いに支え合い協力していくことの大切さを実感できるような取組を行う。
- ・いじめの問題を自分のこととして捉え、いじめと正面から向き合うことができるよう、道徳教育、人権教育及び学校行事、学級活動等の充実を図る。
- ・いじめの防止に関わる児童生徒による主体的・自治的活動を促進するために、いじめについて考える週間において生徒会、専門委員会を中心に、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組をすすめる。
- ・学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも情報発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を各学年において行う。

② 早期発見

- ・生徒の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、あわせて教育相談を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。
- ・生徒の様子や行動に注視し、危険なサインを見逃さないようアンテナを高く保ち、細かな変化を把握する。(ネットパトロール、日常生活・休憩時間等)
- ・保護者と情報を共有、連携する。(学級・学年通信、電話等による定期連絡・定期的な家庭訪問)
- ・生徒指導委員会による細かな情報共有を行う。
- ・生徒及びその保護者並びに教職員が、いじめに関する悩み等をいつでも相談できる体制を整備する。

③ いじめへの対処

- ・いじめの発見、通報を受けた教職員は、速やかに、いじめ対策委員会に報告し、教職員間で情報を共有し、学年・学校全体で組織的に対応する。
- ・いじめられている生徒や保護者の立場にたち、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行う。生徒の状況等については、事実関係や指導の経過等の情報を適切に記録し、保管する。
- ・いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に支援を行う。
- ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。
- ・いじめの行為が続いていないか、心身の苦痛を感じていないか等、観察や面談により、いじめが解消するまで必要な見守りを継続する。